

「会員規約」

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人なんと未来支援センター(以下「当法人」という)の社員（以下、便宜上「会員」と称する）について定める。

第2条（会員の定義）

- (1) 会員は、正会員および賛助会員からなる。
- (2) 正会員とは、当法人の活動の趣旨目的に賛同し、各種活動に可能な範囲で参加できる個人の会員をいい、当法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員となるものとする。
- (3) 賛助会員とは、当法人の趣旨目的に賛同し、当法人活動を主に資金的に支援する意思をもつ個人及び法人・団体の会員をいい、当法人の社員とはならない。

第3条（入会）

入会の申込をする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、当法人にFAX、E-mailで、または直接提出することとする。年会費は振込による支払いを原則とし、申込書の受領後14日以内の年会費の振込を事務局が確認した日を以て入会の成立とする。入会金は徴収しない。

第4条（年会費）

年会費は、次のように定める。

- (1) 正会員 年会費 1口 5,000円（何口でも可）
- (2) 賛助会員 年会費（法人・団体） 1口 10,000円（何口でも可）
（個人） 1口 3,000円（何口でも可）
- (3) 每年4月中に当法人指定口座へ振り込むものとする。
- (4) 年会費は、当法人への寄付金として受領し、便宜供与のないものとする。

第5条（入会の拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合。
- (2) 入会申込者がかつて除名された者である場合。
- (3) 暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者である場合。
- (4) 指定期限日を過ぎても年会費が未納の場合。

第6条（会員資格及び有効期間）

- (1) 正会員、贊助会員の資格有効期間は当法人決算月末日(毎年3月31日)までとする。
- (2) 前項に定める有効期間は、会員又は当法人から申出がない限り、満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。
- (3) 正会員、個人で入会した贊助会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。
- (4) 法人・団体として入会した贊助会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面又は電磁的方法をもって当法人に通知するものとする。
- (5) 会員資格の譲渡、貸与、売買等をすることはできない。

第7条（議決権）

当法人の社員総会は、当法人定款に定めるとおり正会員（社員）をもって構成し、贊助会員は議決権を有さない。また、議決権は正会員（社員）1名につき1個とする。

第8条（会員情報の変更）

- (1) 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。
- (2) 前項の届出が無く会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないものとする。

第9条（会員情報等の公開）

- (1) 当法人は、会員情報を原則として外部に公開しないものとする。
- (2) 会員の発言等が第三者に不利益を及ぼすと判断したときは、会員情報を警察または関連諸機関などに通知することがある。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、またはこれらに準じた権限を有する機関から、法令の規定に基づき会員情報やアクセスログなどに関する情報開示を求められたときは、必要に応じて情報を開示することがある。
- (3) 会員は、当法人の上記対応が法令に従って行われる限りこれに異議を唱えないものとし、当法人は責任を負わないものとする。

第10条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員から退会の申出があったとき。
- (2) 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 正当な理由なく1年以上会費を滞納し、催告を受けても応じなかったとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 他の正会員全員の同意があったとき。

第 11 条（除名）

当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがある。

- (1) 当法人の定款・会員規約等に違反した場合。
- (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合。
- (4) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第 12 条（退会）

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

ただし、正会員については 1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第 14 条（禁止事項）

会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。その他、不適切と判断されるすべての行為。

第 15 条（免責）

当法人に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当法人は一切責任を追わないものとし、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、当法人にいかなる迷惑または損害を与えないものとする。

第 16 条（損害賠償）

- (1) 会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。
- (2) 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

第 17 条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

以上